

令和7年度(第66回)科学技術週間推進要綱

令和7年2月
文部科学省

令和7年度(第66回)科学技術週間については、「科学技術週間について」(昭和35年2月26日閣議了解)等(別添参照)に基づき、下記の要領で推進する。

記

1. 趣旨

科学技術に関し、ひろく一般国民の関心と理解を深め、もって我が国の科学技術の振興を図るため、科学技術週間を設け、できるかぎりこの期間中に各種の科学技術に関する行事を集中的に実施し、目的達成に資するものとする。

2. 期間

令和7年4月14日(月)～4月20日(日)

3. 行事の実施

関係機関等の協力を得ながら、オンラインによる取組も含め、以下の行事が科学技術週間の期間を中心として全国的に実施されるよう推進する。

- (1) 講演会・シンポジウム
- (2) 大学等における公開講座
- (3) 研究機関・工場等施設の一般公開
- (4) 科学館・博物館等の特別公開
- (5) 体験学習・教室・工作イベント
- (6) サイエンスカフェ・座談会
- (7) 発明相談・技術相談
- (8) 発表会・展覧会・表彰イベント
- (9) 映画・動画上映会
- (10) 科学技術に関する資料の公表

等

なお、行事の実施に当たっては、地域の実情等に応じて、適切に対応いただきたい。また、行事の日程は、科学技術週間中の開催が望ましいが、異なる時期に開催する行事も想定されることから、上記以外の時期に実施の取組も科学技術週間行事に含めることを可能とする。

さらに、今年度は、日印両国政府が定めた「日印科学技術交流年2025」であることを踏まえ、インドとの科学技術協力等に関する行事の実施も検討いただきたい。(参考：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100783225.pdf>)
なお、文部科学省としては科学技術週間の取組として以下を実施する。

① 令和7年度版学習資料「一家に1枚」※の制作、配布、文部科学省科学技術週間ウェブページへの掲載

※テーマ：「量子技術」

② 令和7年度(第66回)科学技術週間の告知ポスターの制作、配布、文部科学省科学技術週間ウェブページへの掲載

等

<配布先>

① ②：関係省庁、全国の小中学校・高等学校、大学、科学館・博物館、研究関係施設等

(参考)

科学技術週間について

昭和35年 2月26日 閣議了解

1. 趣旨

科学技術に関し、ひろく一般国民の関心と理解を深め、もって我が国の科学技術の振興を図るため、科学技術週間を設け、できるかぎりこの期間中に各種の科学技術に関する行事を集中的に実施し、目的達成に資するものとする。

2. 期間

期間は、毎年4月18日を含む1週間とし、昭和35年度は、4月18日から24日まで（1週間）とする。

3. 行事

科学技術関係機関および一般の協力を得て、たとえば科学技術功労者の表彰、試験研究機関の公開、講演会、展覧会、映画会、座談会等の開催、科学技術に関する資料の公表など、この期間の趣旨にそった行事を全国的に実施するものとする。

科学技術週間の期間について

昭和49年12月6日
科学技術庁

昭和35年2月26日の閣議了解に基づく「科学技術週間」の期間は、昭和50年度以降は、毎年、4月18日を含む月曜日に始まり日曜日に終わる1週間とする。